

追加受付

令和8年度測量・建設コンサルタント業務等入札参加資格審査申請要領

三木町

本町に追加の測量・建設コンサルタント業務等入札参加資格審査申請をしようとする方は、この要領に従い申請してください。

なお、申請業種には所定の登録がなければ、申請できない業種（業務）があります。

登録が必要な業種（業務）は次のとおりです。

資格審査を行う業種	略称	登録が必要な業務	必要な登録
測量	測量	測量一般、地図の調製、航空測量	測量業者
建築関係建設コンサルタント業務	建築	建築一般、意匠、構造	建築士事務所 (契約締結をする営業所)
土木関係建設コンサルタント業務	土木	—	—
地質調査業務	地質	—	—
補償関係コンサルタント業務	補償	不動産鑑定	不動産鑑定業者

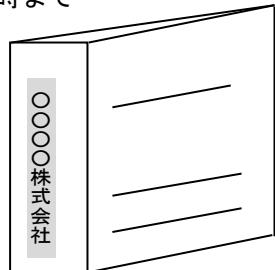
1 対象事業者

- ①令和7年度測量・建設コンサルタント業務等入札参加資格者名簿に登載されていない事業者
- ②同名簿に登載されているが、新たな業種（又は営業所）を追加しようとする事業者

2 申請の方法

電子申請は利用できませんので、必ず書面で申請してください。

3 書類提出

- (1) 受付期間 令和8年1月9日～令和8年1月23日（持参又は郵送等）
持参：開庁日の午前9時から午前12時又は午後1時から午後5時まで
郵送等：受付最終日の消印有効（レターパック等の送付方法も可）
- (2) 提出先 〒761-0692
香川県木田郡三木町大字氷上310番地
三木町役場 契約監理課（庁舎2階）
- (3) 作成方法 別表「提出書類等詳細」のとおり
- (4) 提出部数 1部
- (5) ファイル **1 対象事業者** ①に該当する場合はフラットファイル（黄色・イエロー系、A4判）
1 対象事業者 ②に該当する場合はクリップ留め（ファイル不要）

- (6) 繰じ方 ・チェックリストに掲げる順番に綴じ込む、またはクリップ留めすること。
・フラットファイルの場合は、背表紙下段に商号又は名称を記載すること。（上図参照）
・コピーで提出可能な書類は、必ずA4判に統一すること。
・原本提出の書類がA4判より小さい場合は、A4判の台紙に貼付すること。
・提出書類が大きい場合は、折り込みすること。
- (7) 受付確認 受付確認を希望する場合は、次のいずれか1点を同封すること。
・返信用はがき

- (通常はがき又は十分な額の切手を貼付済みのはがきに送付先を記入したもの)
・受付票（自社様式でも可）+ 返信用封筒
(十分な額の切手を貼付済みの封筒に送付先を記入したもの)

4 その他

- (1) 資格審査の結果は、令和8年4月1日（水）に町のホームページ及び契約監理課窓口にて公表します。なお、個別に通知はいたしません。
- (2) この要領において、主たる営業所が香川県内にある事業者を「県内業者」、主たる営業所が香川県外にある事業者を「県外業者」、主たる営業所が三木町内にある事業者を「町内業者」といいます。ただし、「町内業者」は特別な記述がない限り、「県内業者」に含みます。
- (3) 入札参加資格の有効期間は 1年間（令和8年4月1日～令和9年3月31日） です。
- (4) **申請業種「建築」のみを申請する場合**

登録の有無に関わらず「11. 商業登記簿謄本」、「12. 業務経歴書」及び「13. 財務諸表」の提出が必要です。

※業種「建築」のうち、「建築一般」・「意匠」・「構造」の3業務については登録が必要ですが、4業種（「測量」・「土木」・「地質」・「補償」）のような現況報告書提出の定めがないため、「11. 商業登記簿謄本」、「12. 業務経歴書」及び「13. 財務諸表」を提出してください。

4 業種のいずれかと併せて「建築」を申請する場合

「9. 測量法第55条の8の規定に基づく書類」や「10. 各登録規程第7条に規定する現況報告書」を提出する場合であっても、「建築」の「12. 業務経歴書」を提出してください。
(「11. 商業登記簿謄本」、「13. 財務諸表」は不要です。)

- (5) 県内業者は委任する営業所を設定できません。必ず主たる営業所から申請してください。
県外業者は本社（本店）を含めて最大2つの営業所を設定することができます。
※本社（本店）から申請する場合は、委任する営業所を1つまでしか申請できませんのでご注意ください。
- (例1) 本社（本店）からは申請せず、委任する営業所を2つ申請する場合
※高松支店から測量を申請し、大阪支店から地質を申請する場合など。
- (例2) 本社（本店）と委任する営業所を1つ申請する場合
※東京本社から測量を申請し、大阪支店から地質を申請する場合など。

(6) **本申請における押印は不要です。**

※行政書士による申請の場合は行政書士の印が必要です。

5 問い合わせ先

〒761-0692

香川県木田郡三木町大字氷上310番地

三木町役場 契約監理課 入札契約係

電話：087-891-3323（内線2312）

FAX：087-898-1994

三木町ホームページ：<http://www.town.miki.lg.jp/>

①令和7年度測量・建設コンサルタント業務等入札参加資格者名簿に登載されていない事業者用

別表 提出書類等詳細 (◎:全業者が提出するもの、△:該当する業者のみが提出するもの、×:提出が不要なもの)

No.	県内	県外	提出書類	留意事項	補足
1	◎	◎	チェックリスト	申請者チェック欄にチェック後、ファイルの1枚目に綴じてください。	・資格審査申請に必要な書類を表示しています。 ・書類提出の前には必ずチェックリストを確認し、不足書類がないようにしてください。 ・書類に不備がある場合は、受付が出来ない場合がありますのでご注意ください。
2	◎	—	測量・建設コンサルタント業務等入札参加資格審査申請書(県内業者)	県内業者用と県外業者用の様式が異なりますのでご注意ください。	・様式をホームページからダウンロードして作成してください。
2	—	◎	測量・建設コンサルタント業務等入札参加資格審査申請書(県外業者)	県内業者用と県外業者用の様式が異なりますのでご注意ください。	・様式をホームページからダウンロードして作成してください。
3	◎	◎	経営規模等総括表		・様式をホームページからダウンロードして作成してください。
4	◎	◎	希望業務等総括表		・様式をホームページからダウンロードして作成してください。
5	◎	◎	技術職員総括表(資格別人数)	作成基準日:令和7年12月1日現在	・様式をホームページからダウンロードして作成してください。
6	◎	◎	納税証明書等 (コピー可)	【国税】未納の税額がない旨の証明書 法人税(個人は所得税)、消費税及び地方消費税	・申請日前3か月以内に発行されたもの。 ・免税事業者も発行されます。 ・電子納税証明書はPDF形式で印刷されたもののみ可とします。 ○法人の場合:様式その3の3 ○個人の場合:様式その3の2
7	◎	△		【香川県税】未納の税額がない旨の証明書 全ての税目	・申請日前3か月以内に発行されたもの。 ・香川県内に申請する営業所がある場合に必要です。 ・県税の納税証明書の発行を請求するためには、受領者の本人確認が必要です。 また、交付手数料として、1通につき400円の県証紙が必要です。
8	△	△		【三木町税】完納証明書 三木町内の営業所で申請をする場合または 三木町から課税されている税目がある場合に必要。	・申請日前3か月以内に発行されたもの。 ・町税の完納証明書の交付手数料として、1通につき350円が必要です。 ・申請書の様式は、三木町ホームページからダウンロードできます。 ・県内業者や県外業者であっても、三木町から課税されている場合には必要です。
9	△	△	測量法第55条の8の規定に基づく書類 (コピー)	申請業種「測量」は、登録のない者は申請できません。 左記の規定に基づく書類(いわゆる現況報告書)を提出。 国土交通省地方整備局提出分の写し。 提出日を余白に記入すること。	・国土交通省の受付印は不要。
10	△	△	各登録規程の第7条に規定する現況報告書 (コピー)	土木関係建設コンサルタント・地質調査・補償コンサルタントは、登録がない場合でも申請できます。 国土交通省地方整備局の受付印があるものの写し。 未返却の場合は、提出日を余白に記入すること。	・各登録規定の提出書類は次のとおりです。 ○申請業種「土木」→建設コンサルタント登録規程の現況報告書一式 ○申請業種「地質」→地質コンサルタント登録規程の現況報告書一式 ○申請業種「補償」→補償コンサルタント登録規程の現況報告書一式
11	△	△	商業登記簿謄本(法人の場合) (コピー)	「9.測量法第55条の8の規定に基づく書類」、又は「10.各登録規程の第7条に規定する現況報告書」がない場合は提出。 法人のみ提出。	・申請日前3か月以内に発行されたもの。
12	△	×	業務経歴書(1年分)	県外業者は提出不要。 上記9、又は10の書類がない場合は提出。 上記9、又は10の書類がある場合でも、「建築」を申請する場合は建築の業務経歴書を提出。	・様式をホームページからダウンロードして作成してください。
13	△	△	財務諸表(1年分) (コピー)	上記9、又は10の書類がない場合は提出。	
14	△	△	登録証明書 (コピー)	測量業者・建築土事務所・不動産鑑定業者の登録を受けている場合に提出(これ以外の登録に関する証明書は不要)。	・申請日前3か月以内に発行されたもの。 ・測量業者については、「9.測量法第55条の8の規定に基づく書類」を提出する場合は省略可能。
15	◎	◎	質疑回答用FAX番号票		・三木町では、入札(随意契約)において、指名業者・入札参加者等から提出された質疑に対し、FAXを使用して質疑回答を行っています。質疑回答を受信するためのFAX番号を記載してください。

②同名簿に登載されているが、新たな業種（又は営業所）を追加しようとする事業者用

別表 提出書類等詳細 (◎：全業者が提出するもの、△：該当する業者のみが提出するもの、×：提出が不要なもの)

No.	県内	県外	提出書類	留意事項	補足
1	◎	◎	チェックリスト	申請者チェック欄にチェック後、クリップ留めの1枚目に綴じてください。	・資格審査申請に必要な書類を表示しています。 ・書類提出の前には必ずチェックリストを確認し、不足書類がないようにしてください。 ・書類に不備がある場合は、受付が出来ない場合がありますのでご注意ください。
2	◎	—	測量・建設コンサルタント業務等入札 参加資格審査申請書（県内業者）	県内業者用と県外業者用の様式が異なりますのでご注意ください。	・様式をホームページからダウンロードして作成してください。
2	—	◎	測量・建設コンサルタント業務等入札 参加資格審査申請書（県外業者）	県内業者用と県外業者用の様式が異なりますのでご注意ください。	・様式をホームページからダウンロードして作成してください。
3	◎	◎	経営規模等総括表		・様式をホームページからダウンロードして作成してください。
4	◎	◎	希望業務等総括表		・様式をホームページからダウンロードして作成してください。
5	◎	◎	技術職員総括表（資格別人数）	作成基準日：令和7年12月1日現在	・様式をホームページからダウンロードして作成してください。
6	×	×	納税証明書等 (コピー可)	【国税】未納の税額がない旨の証明書 法人税（個人は所得税）、消費税及び地方消費税	・申請日前3か月以内に発行されたもの。 ・免税事業者も発行されます。 ・電子納税証明書はPDF形式で印刷されたもののみ可とします。 ○法人の場合：様式その3の3 ○個人の場合：様式その3の2
7	×	△		【香川県税】未納の税額がない旨の証明書 全ての税目 県外業者で、 <u>新たに</u> 香川県内で営業所を申請する場合のみ必要。	・申請日前3か月以内に発行されたもの。 ・香川県内に申請する営業所がある場合に必要です。 ・県税の納税証明書の発行を請求するためには、受領者の本人確認が必要です。 また、交付手数料として、1通につき400円の県証紙が必要です。
8	×	△		【三木町税】完納証明書 県外業者で、 <u>新たに</u> 三木町内の営業所で申請をする場合または三木町から課税されている税目がある場合に必要。	・申請日前3か月以内に発行されたもの。 ・町税の完納証明書の交付手数料として、1通につき350円が必要です。 ・申請書の様式は、三木町ホームページからダウンロードできます。 ・県外業者であっても、三木町から課税されている場合には必要です。
9	△	△	測量法第55条の8の規定に基づく書類 (コピー)	申請業種「測量」は、登録のない者は申請できません。 左記の規定に基づく書類（いわゆる現況報告書）を提出。 国土交通省地方整備局提出分の写し。 提出日を余白に記入すること。	・国土交通省の受付印は不要。
10	△	△	各登録規程の第7条に規定する現況報告書 (コピー)	土木関係建設コンサルタント・地質調査・補償コンサルタントは、登録がない場合でも申請できます。 国土交通省地方整備局の受付印があるもの写し。 未返却の場合は、提出日を余白に記入すること。	・各登録規定の提出書類は次のとおりです。 ○申請業種「土木」→建設コンサルタント登録規程の現況報告書一式 ○申請業種「地質」→地質コンサルタント登録規程の現況報告書一式 ○申請業種「補償」→補償コンサルタント登録規程の現況報告書一式
11	△	△	商業登記簿謄本（法人の場合） (コピー)	「9.測量法第55条の8の規定に基づく書類」、又は「10.各登録規程の第7条に規定する現況報告書」がない場合は提出。 法人のみ提出。	・申請日前3か月以内に発行されたもの。
12	△	×	業務経歴書（1年分）	県外業者は提出不要。 上記9.又は10の書類がない場合は提出。 上記9.又は10の書類がある場合でも、「建築」を申請する場合は建築の業務経歴書を提出。	・様式をホームページからダウンロードして作成してください。
13	△	△	財務諸表（1年分） (コピー)	上記9.又は10の書類がない場合は提出。	
14	△	△	登録証明書 (コピー)	測量業者・建築士事務所・不動産鑑定業者の登録を受けている場合に提出（これ以外の登録に関する証明書は不要）。	・申請日前3か月以内に発行されたもの。 ・測量業者については、「9.測量法第55条の8の規定に基づく書類」を提出する場合は省略可能。
15	×	△	質疑回答用FAX番号票	県外業者で、 <u>新たに</u> 香川県内で営業所を申請する場合のみ必要。	・三木町では、入札（随意契約）において、指名業者・入札参加者等から提出された質疑に対し、FAXを使用して質疑回答を行っています。質疑回答を受信するためのFAX番号を記載してください。